

- ① つなぐ 糸の世界に生きて半世紀 柳木 伸夫さん
- ②③ 人情溢れる「国際下町・生野へ
- ④⑤ 関中協 定期総会 議案骨子
- ⑥ 見聞録「い草」の奥深さ活かしたモノづくりを
- ⑦ 大阪市国保の保険料決まる
- ⑦かんちゅう今日
- ⑧法律コラム、お知らせ

会報
2019
No.558

6

関中協

関西中小工業協議会 〒544-0021 大阪市生野区勝山南4-16-2 TEL06-6712-5491(代表) FAX06-6712-5495

辛かった見習い時代

柳木さんは16才の時、父親が勤めていた生野区にあった学生用靴や一般の袋物を作る縫製工場で働き始めました。仕事は朝8時から夕方6時まで



柳木 伸夫さん(69歳) (ミシン加工袋物縫製・生野区)

で、夕食のあと夜11時まで残業。工場の中にある二段式ベッドが並ぶ4畳ほどの部屋に3、4人で寝起きしました。時代は高度成長期の真っ只中、作れば売れるという時代でした。金の卵といわれ

当時、縫製する人と下張りという生地地の準備、テープ貼り、カシメ、縫い終わったあとの糸切りなどの作業工程は、完全に分業されていました。賃金の良い縫製は、先輩

職人の技を活かして 商売繁盛

日本は低成長期の1970年代に入っていました。象印魔法瓶を包む袋物やミキハウスからパンダの手提げバックなど、大手企業から面白い注文が舞い込み、商売は繁盛したと振り返ります。柳木さんが身につけた機械の修理から薄

た都会で働く若者でした。賃金は日給500円、残業代時給70円、一ヶ月働いて1万9千円の中から食事代5千円が引かれるとほとんど残りませんでした。

職人の仕事を見て技術を覚えていくのが普通でした。柳木さんは何社か渡り歩いて仕事を覚え、父親の独立開業を機に家族で縫製業を営むようになりました。



お会いして開口一番「この前まで仕事がなく廃業しようと思っていた」と話されました。ここ数年の厳しい経営状況がうかがえます。少年期から青年期、壮年期を経て今日まで、ミシン縫製職人として過ごしてきた半世紀から繊維産業の移り変わりをみてみました。

糸の世界に生きて半世紀 体で覚えた技術をニッチな市場で活かしたい

しかし、バブル崩壊後1990年代後半になると、取引先企業が中国へ生産を移すようになり、グロブ事業所の一つ、柳木さんも大きな影響を受けました。それまでの良いものを早く作るというやり方より、一つでも多く作るコストダウン競争に巻き込まれていったのです。

最近、中国からベトナム、インドネシア、バングラデシュなど、より人件費の安い国へ生産拠点が移動しています。それでも、柳木さんは試作品の仕事をつたひ頼まれること。お話を聞く中で、ニッチな市場で技術の蓄積を活かせる機会を得られればと思います。

(聞き手 小田 利広、関連記事6面)

モノ、布、皮、厚モノまで袋物加工できる技術が受注を引き寄せていたようです。

バブル崩壊、価格競争に巻き込まれる



5月17日 経営塾主催 外国人労働者の雇用を考えるシンポジウム

人情溢れる「国際下町」生野へ

5月17日（金）夜、生野区民センターにて、関中協に応援いただき、経営塾が開いた「外国人労働者の雇用を考えるシンポジウム」に61名の来場者がありました。基調講演と3人のパネラー、参加者との意見交流もあり盛況でした。以下、シンポジウムの内容を要約してお伝えします。

（文・写真＝経営塾運営スタッフ一同）

在留資格から雇用で留意する事

鈴木 睦美行政書士
（むつみ行政書士事務所）



行政書士の鈴木です。外国人が日本で生活、仕事をすることのできる資格を在留資格といいます。例えば、外国人を雇う場合「技術・人文知識・国際業務」という在留資

格があります。大学で学ぶ専門知識を有していること、従事する業務が専門知識と関連性があることが必要です。

製造業の業界でよくある在留資格が「技能実習」です。一般に3年、最大5年まで日本に滞在して就労することができま

すが出来なくなる罰則が科せられます。もちろん最低賃金以上の給与を支払わないといけません。

もう一つ「特定活動」という、この4月から始まった新しい在留資格があります。本国で介護職など専門業務に関する試験と日本語能力試験に合格した人手不足への即戦力となる人材を対象にしています。同じ業種であれば転職する事も可能です。ただし最大5年滞在という制限付きです。い

しないかぎりどうしようもなくなっているのが今日の状況です。皆さまに外国人労働者の雇用というのも積極的に考えていただければと思います。

津川 礼至氏

（日本経済大学教授・

株）津川製作所代表取締役



紹介いただきました津川です。大学で教員をしておりますが、本業は西成区でモーターを製作する会社を営んでいます。

4月から改正された入管法は留学生にも厳しくチェックされています。週28時間就労というルールを守らないと滞在ビザが更新出来なくなり、学校は退学か除籍処分、学生は本国送還となってしまう。他方で、弊社社員28名中7名が外国

図1 人手不足による倒産件数 (出典)帝国データバンク

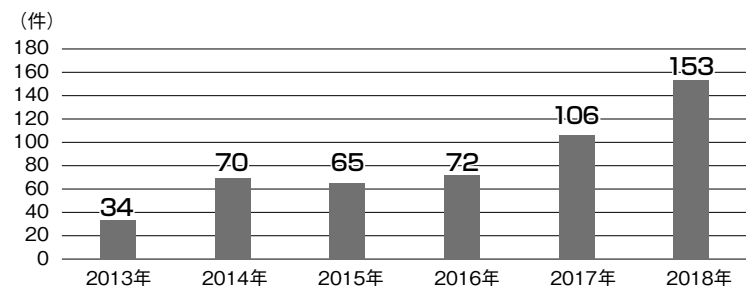
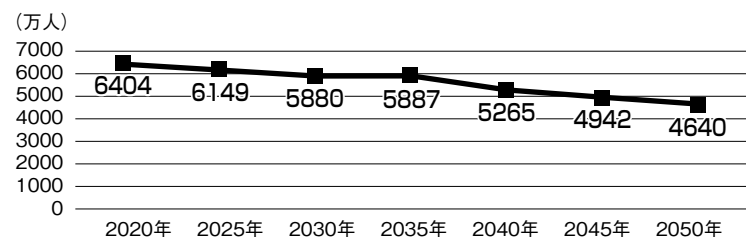


図2 日本の労働力人口(18才～65才)の予測 (出典)みずほ銀行



人です。2名は日本の大学卒業生、5名は海外から雇用した社員です。最近、後継者難による廃業だけでなく、人手不足で廃業する事業所が増えています(図1参照)。確かに外国人を雇用すると文化、言語などの問題が社内出てきますが、上手く外国人活用をしてほしいと考えます。弊社の社員にハノイ工科大学卒業生がいます。日本の東大にあたるベトナムトップの大学卒業生です。中国に比べ、ベトナムの最低賃金がそれほど上がらないこともあり、日本で働きたいというベトナム事情があり、優れた人材を雇うこともできます。日本は人口減少、労働人口減少(図2参照)へと向かっています。会社の存続を考えると外国人雇用は避けては通れない課題です。

パネラーの発言

近藤 靖人さん

(株近藤溶工)



生野区で製罐業を創業して54年になる2代目です。これまで、弊社では言葉の問題、文化の違いから、大学を出た外国人が町工場へ就職するなんてあり得ないと思っていました。しかし、今回、まわりの方々の支援を得て日本の大学を出たベトナム人が弊社に就職してくれました。彼は器用、まじめに仕事に向き合ってくれています。弊社は彼らに日本人と同等に接し、良いパートナーとしてつき合うことで会社を発展させていきたいと思っています。日本で働いて良かったと言ってもらえるよう頑張ります。

小豆島 正典さん

(日本ベトナム友好協会大阪府連合会副会長)



平野区で留学生寮を運営しています。最近思うのは、留学してきたベトナム人へ就職を斡旋していきたい。そのためにも、ベトナム人は言われたことしかしないというのを経営者は懇切丁寧に見てやってあげればと思います。

竹内 嘉一さん

(生野区林寺6西振興町会町会長)



年々少子化により、若い世代人数も当然減って

きて、労働者不足が深刻な状況です。外国人雇用はどうしても必要です。日本語と職種に合った技能の習得という課題があります。できれば彼らに見守り、寄り添い、待つ心で接してあげてください。来日してきた外国人の夢を壊さぬためにも頼みます。

会場での意見交流

岸 乃生子さん

(想倶楽部代表)



美容室を経営しています。美容学校生が減る中で、求人が10倍以上あり、町の美容室へ就職しなくなっています。ベトナムの若者たちが就職したい職種はどんなものがあるのでしょうか。

小豆島 正典さん

留学してくる生徒が相手先とコンタクトが取れば就職できる。美容師になりたい人もいるのではないのでしょうか。

鈴木 睦美行政書士

残念ながら美容は外国人に開放されていない職種です。美容学校に留学しても在留資格が無く日本で就職できません。業界団体として行政へ働きかけを強め、外国人雇用が出来るよう、扉を開いてほしいと思います。

ズウオンさん

(近藤溶工社員)



みんなはいつも面白い。自分だけ外国人なため、難しいけれど頑張っています。社長は面白いです。言葉の問題など私にありますが、よろしくお願いします。

関西中小工業協議会

定期総会 議案骨子

2018年度 事業報告

1 中小企業を めぐる経済情勢

昨年の景気動向

米国貿易摩擦による関税強化から大きな変動が生じています。中国経済の鈍化から中国向け輸出生産が低下し、中小企業においても経営を悪化させてきています。日銀短観4月1日発表「全国企業短期経済観測」3月調



藤井弁護士を招いて開いた憲法カフェ(2018年12月)

2018年の国内企業の倒産件数は8253件。人手不足による倒産が153件(前年106件)、後継者難による倒産が401件(前年341件)と増加しています。2018年に休廃業した事業所は4万6724件、前年比14・2%増でした。昨年10月、全会員を対象に実施した「営業実態アン

査」では、大企業製造業の景況感は6年3ヶ月ぶりとなる2018年12月調査時から7ポイント低下しました。家計消費支出は2014年4月の消費増税後、ほとんどの月で前年同月比マイナスが続いています。10月に消費税率が8%から10%になると、引き上げ後の冷え込みは避けられま

2 2018年度 事業報告骨子

関中協会は、創立以来72年、中小企業の経営と権利を守る運動に取り組んできました。

(1) 活性化に向けて会員拡大を中心に

中小企業、小規模事業所の事業主にとって、関中協へ入会する動機で節税がもっとも多くなっています。関中協と同じような事業を行う団体がいくつもある中で、何が他の団体と違って良いのかを検討しないといけなくなっています。

会員を増やすことは当会の収入の増加となり、会員向け事業の充実につ

ケート」から、経営状況は総じて売上、利益とも減少しており、景気が下がりだしているのを会員の中にも見いだせます

ながあります。2018年度は会員の紹介、協力により12名の新会員を迎えることができました。確定申告期間にとどまらず通年を通して紹介をお願いしてきました。しかし、

会員の高齢化や承継者がいないための廃業等による退会から、依然として会員の減少が入会を上回っています。その結果、会費収入の減少となっ

ています。以前のよう、支部を中心に役員が率先して地域の事業所を訪問、知



労働保険年度更新手続き(2018年6月)

合いに入会を勧めるという行動が取れなくなっている現状について、事務局まかせの単なる紹介スローガンの行き詰まりにも見えます。支部として独自に、自主申告計算会や他団体と共同した活動に取り組みを行っているのが一支部、東住吉平野支部だけです。

当会を円滑に運営するために集金率の向上へ、長期未納者訪問、事務局の直接集金から銀行引き落としの奨励、諸経費の見直し等を行いました。が、取り組み途中なことから、十分な成果は得ることはできませんでした。

(2) 納税者の権利をまもり、自主記帳をすすめる取り組み

「自分の税金は自分で計算し自主的に申告する」という申告納税制度と納税者の権利を守る運

動は、私たちの運動の中心です。自主記帳・自主申告をすすめるため、会員向けに「簡易帳簿」の普及につとめました。申告説明会を支部単位として8回開催しました。

(3) 諸運動の取り組み

- ・生野区西部地域
- ・小中学校統廃合計画に反対する行動
- ・地下鉄、バスの路線廃止、減便、市民の足の確保と安心、安全の公共交通を求める要求運動

・「9条改憲No.1」「消費税10%の増税中止」を求める請願署名活動以上を各団体と共同して取り組みました。



事業承継講習(関中協会館・2018年10月5日)

2019年度 事業計画骨子(案)

中小企業をとりまく経営環境は悪化している下で、あらためて「関中協会の役割、必要性」を問われています。税金や記帳、労働保険、社会保険などの会員の経営をサポートするとりくみをいっそう充実させます。会員拡大中心課題として年間を通してとりくみます。同様に、当会に差し迫った課題となっている若手経営者・承継者対策を重視し、本人の要求に応え、経営に役立つ組織をめざします。

「入国管理法」の実施による、人材確保に関する環境変化に伴う、会員事業所の職場環境、労働条件の改善に取組支援。事業主からの相談業務の充実をはかるため。事務局の力量の向上へ学習研修。

小規模共済、セーフティネット共済、ETCコーポレートカードの加入促進。

事業承継支援の具体化および実施に向けての事業化を検討。

(1) 継続して行う会員への日常業務

労働保険事務組合として労働保険関係の手続き、就業規則整備や労使間の雇用関係サポート。各種助成金の申請を支援、社会保険の諸手続をサポート、社会保障制度に関する講座、セミナーの開催。

「働き方改革法」や「出



税金説明会(東大阪市布施市民プラザ・2019年1月22日)

(2) 経営支援のとりくみ

若手・承継者向けの講座、交流会、事業所見学。経営に役立つ補助金、助成金など制度を商売に活かす取り組みを随時実施。

情報媒体の充実整備、活用 会報やホームページやSNSなどIT活用による情報発信力の強化と仕事おこしや会員間の仲間取引をサポート。業界の専門家である弁



大阪ものづくり優良企業賞「匠」表彰式(2019年2月)

護士や税理士、司法書士や大学などの研究機関との連携強化。

(3) 経営とくらしを守る運動の強化

今年10月、政府は消費税10%増税を実施しようとしています。当会は経営とくらしを守るため、消費税10%中止の運動を強めます。加えて納税者の権利をまもる運動など、税金、社会保障から運動を積極的に進めます。以下の運動の柱を記します。

○自主記帳・自主計算に取り組み、記帳を支援する講座、セミナーを実施します。

○消費税10%へ引き上げや強権的な税務行政に反対し、納税者の権利を守る運動をすすめ



3・13重税反対統一行動(生野区・2019年3月13日)

○不当、不適切な税務調査に反対します。

○国民のプライバシーを侵害し、中小企業に負担をしいるマイナンバー制度廃止のため運動します。

○国、自治体のおこなう施策を中小企業の立場でチェックし、要求実現へ施策の改善、充実に行政や国へ働きかけます。

○平和でこそ事業の発展がのぞめます。平和運動をすすめ、憲法の平和原則を危うくする改憲の動きに断固反対します。

○地域経済の活性化に中小企業は重要なプレイヤーです。地域活性化につながる住民本位の政治実現へ運動をすすめます。

○資質を備えた会員リーダーの養成に努めます。

○会費集金率の向上、会費の振込や引き落とし実務を進めます。経費の見直しを進め、財政の健全化を進め、会員共通の財産である関中協会館の活用を図りましても検討していきます。

(渡部晃司)

2018年度 日常業務報告

①労働保険事務組合委託事業所数 239 件

②社会保険業務関係社会保険算定基礎事業所数 109 件

③記帳関係 記帳会員 法人 65 件

④福利厚生に関する事業活動 近鉄百貨店外商部あっせん活動 取扱高 7215 千円

⑤ETC コーポレートカード事業 27 事業所利用

⑥共済事業 小規模共済 40 件
セーフティネット共済 2 件

⑦会員の親睦活動 将棋クラブ 3 月末日で解散

⑧弁護士による法律相談 毎月 1 回 第 2 水曜日、年 12 回開催

(有)シンメ(い草製文具、雑貨製造販売) 眞目祐治さん・芳美さんご夫婦

い草の奥深さ活かし 独自のモノづくりを

大阪府下にある中小製造事業所数2万9855社の中で繊維・衣服製造事業所は1478社、4.9%にすぎません。しかし商売を發展させている事業所もあります。その一つ、い草製文具、雑貨品を製造販売している、高槻市にある(有)シンメを訪ねました。同社は、従業員8名、企画開発、製造、組立まで、ほぼ一貫したモノづくりを行う、大阪ものづくり優良企業賞「匠」を受賞した企業です。



社長の眞目祐治さんは「ごぞ」の縁を作る家業の

大学卒業後、大企業で機械設計をしていた29才の時、自分が求めるモノづくりを求め退職して「花

走った」と振り返られま

す。

家業に入った1997

年当時は、バブル崩壊後の最中でした。先代は取

引先の要望に沿い、ただ要求通りに作るモノづく

りでしたが、眞目社長はメーカーと話し合っ

て、一から製品を作っていくモノづくりを志向しまし

た。先代と考え方が違うだけでなく、それまでの

機械設計の仕事と繊維の仕事はまったく畑違いな

ことから、週

末ごとに、滋

賀にある繊維

業を営む知り



合いの事業所へ1年間、泊まり込みでの研修、染色方法についても仕事を終えてから知り合いの事業所で深夜まで研修して、繊維でのモノづくりを勉強して習得していき

ました。

シンメが扱う材料のい草は「畳」という日本人の生活に根ざした文化と

深い縁がありますが、生活様式の変化から以前ほど需要はありません。し

かし眞目社長は、い草に着目し、繊維の奥深さに

魅了されたことから、オリジナル製品を作ろうと

決意します。仕事を終えたあと、深夜まで研究開

発を続けました。岡山県にある取引先の社長が、

眞目社長の熱意に「うちのミシン持って帰って使

えや」と言ってくれ、工業用ミシンを持ち帰って

試作に励みました。

着想から9年、製造法の特許も得て、平成29年

に製品を完成させまし



い草で作ったブックカバー

りで市場を開拓していきました。今では北海道から沖縄まで全国約250の書店、雑貨店で、

た。製品1号となった「い草」を材料にしたブック

カバーについて、開閉する薄さ、しなやかさ、は

がれない強固さ、デザインなど接着、製造工程での難しさを一つひとつ乗

り越えていきました。品質管理、デザインについ

ては、奥様の芳美さんが担当して大きな力を発揮

しました。近所から仕事に来てくれている主婦の

人たちの、縫製、接着技術力が向上し、良質な「い草ブックカバー」へ貢献

しました。

しかし、今度は、どこで、どのように販売する

のかという課題が待っていました。宣伝広告会社に依頼すると多額の費用

が発生することから、商品カタログやホームページを自社で制作して展示

会へ出展するなど、手探

（聞き手 小田利広）

今回紹介する本は少し古い
が、「九条の会」の呼びかけ
人で、今年一月に亡くなつ
た梅原猛の「神々の流竄」
(一九八五年・集英社文庫)。
古事記や日本書紀で語られる
神話の背景に、藤原氏の政治
的意図が隠れているという、
「大胆な推論」を展開して、当
時学会等から激しい批判をう
けた著書である。(川原徹)

どのように分ければ公平ですか

遺産の分配について

大阪法律事務所 弁護士 杉本 吉史

(大阪市谷町九丁目3-9中央谷町ビル2階)
電話: 06・43302・5153

法律コラム 5

質問 3人で父の相続をする事となりまして。しかし、長男は事業のために、また次男は自宅を建てるために、父の生前に資産の譲渡を受けています。この場合、三男は2人より多く相続することができそうです。

答え 生前に財産の贈与を受けた者がいることを考慮せずに遺産の分配がされると、公平が図れません。そのため、生前に贈与を受けた者は特別受益者として扱われます(民法903条1項)。

その場合、各生前贈与分を相続財産に加えて3等分して1人分の分配額を計算し、長男、

★関中協会員であれば、初回相談が無料です。

源泉徴収特例納付のお知らせ

7月1日(月)～8日(月)に関中協で
事務手続きと相談を行います

源泉徴収制度とは、従業員が納付すべき所得税を、事業所があらかじめ給与から天引きして、毎月もしくは半年ごと(特例)に納付する制度です。

納付が遅れると延滞税が課せられます。源泉徴収特例納付の適用を受けている事業所の納期限は7月10日(水)です。

関中協では7月1日(月)から8日(月)に事務手続きと相談を行います。新たに源泉徴収を強化しています。対象は

※平成30年より配偶者控除、配偶者特別控除の改正がおこなわれています。配偶者の給与の見込額は必ず確認してください。

※各市町村とも市民税の特別徴収(給与から市民税を天引きする制度)を強化しています。対象は

所得税の源泉徴収を行っている事業所です。市町村より通知書等が送付されてきたら、必ず確認し、わからない場合は事務局までお問い合わせください。(都築照幸)

ご持参いただくもの

○賃金台帳・源泉徴収簿等で給与の支払い額がわかるもの(平成31年1月～平成31年6月分)

○税務署から送付の書類(納付書等)を手元にお持ちの方はその書類

○入社や退社された方がいる場合には、その方の住所・氏名・生年月日・扶養家族等の資料

告知板

●労働保険年度更新

6月3日(月)～7日(金)

●第73回関中協定時総会 和歌浦温泉・萬波 MANPARESORT

6月16日(日)

●住民税普通徴収、納期限第1期

7月1日(月)まで

●算定基礎手続き 7月1日(月)～8日(月)土曜日曜をのぞく

★第25回平野区平和盆踊り大会

出店者募集

[開催日]8月9日(金)、10日(土)夕方～

[来場者規模] 5千人～7千人

[主催] 平野区平和盆踊り大会実行委員会(詳しくは関中協事務局まで)

定例法律相談

6月12日(水)

(要予約) 18時30分～20時

担当:城塚弁護士(大阪法律事務所)

場所:関中協会館

次回7月10日(水) 毎月第2水曜日

お急ぎの場合は事務局まで連絡ください

大切な人とつながる 近鉄 夏の贈りもの

10%～15%引きのおすすめベストギフト掲載のカatalog、お申込用紙をお送りします。早期割引は6月30日(日)まで。

生野生産協同組合 ☎06(6712)5491(代)

